

令和7年2月4日
地域学校連携課

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定するため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）

3月 公布（同日施行）

10月 改定後料金適用開始

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立学校施設使用条例 改正 昭和52年4月1日条例第16号 昭和54年3月29日条例第28号 昭和57年6月25日条例第39号 昭和58年3月29日条例第17号 昭和61年3月29日条例第25号 平成7年3月10日条例第23号 平成9年3月12日条例第35号 平成11年10月1日条例第49号 平成16年3月12日条例第28号 平成19年12月11日条例第71号 平成24年12月10日条例第80号 平成30年3月6日条例第38号 <u>令和7年3月1日条例第1号</u>	○世田谷区立学校施設使用条例 改正 昭和52年4月1日条例第16号 昭和54年3月29日条例第28号 昭和57年6月25日条例第39号 昭和58年3月29日条例第17号 昭和61年3月29日条例第25号 平成7年3月10日条例第23号 平成9年3月12日条例第35号 平成11年10月1日条例第49号 平成16年3月12日条例第28号 平成19年12月11日条例第71号 平成24年12月10日条例第80号 平成30年3月6日条例第38号
世田谷区立学校施設使用条例 東京都世田谷区立学校設備使用条例（昭和23年1月東京都世田谷区条例第1号）の全部を改正する。 (目的) 第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (対象施設) 第2条 使用できる学校施設は、次のとおりとする。 (1) 体育館 (2) 格技室 (3) 教室	世田谷区立学校施設使用条例 東京都世田谷区立学校設備使用条例（昭和23年1月東京都世田谷区条例第1号）の全部を改正する。 (目的) 第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (対象施設) 第2条 使用できる学校施設は、次のとおりとする。 (1) 体育館 (2) 格技室 (3) 教室

改正後	改正前
<p>(4) 校庭 (5) 庭球場 (6) プール（世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したプールに限る。以下同じ。） (7) 小ホール (8) トレーニング室 (9) クライミングウォール （使用できる者の範囲）</p>	<p>(4) 校庭 (5) 庭球場 (6) プール（世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したプールに限る。以下同じ。） (7) 小ホール (8) トレーニング室 (9) クライミングウォール （使用できる者の範囲）</p>
<p>第2条の2 前条に規定する学校施設を使用できる者は、別表第1のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第2条の2 前条に規定する学校施設を使用できる者は、別表第1のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、第7条第3項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、前条に規定する学校施設を使用することができる。 （使用の承認）</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、第7条第3項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、前条に規定する学校施設を使用することができる。 （使用の承認）</p>
<p>第3条 第2条に規定する学校施設及び附帯設備（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、委員会が認める特別の事情により使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>第3条 第2条に規定する学校施設及び附帯設備（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、委員会が認める特別の事情により使用する場合は、この限りでない。</p>
<p>2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、世田谷区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところによる。</p>	<p>2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手續に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、世田谷区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところによる。</p>
<p>3 委員会は、学校教育上支障のない限り、この条例の定めるところにより社会教育その他公共の目的のため学校施設等の使用を承認する。</p>	<p>3 委員会は、学校教育上支障のない限り、この条例の定めるところにより社会教育その他公共の目的のため学校施設等の使用を承認する。</p>
<p>4 委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。</p>	<p>4 委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。</p>

改正後	改正前																
(使用の不承認) 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を承認しない。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 営利を目的とするものであるとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。	(使用の不承認) 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を承認しない。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 営利を目的とするものであるとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。																
2 委員会は、学校施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた学校施設等を使用しなかつたとき。 (2) 使用料を納付していないとき。 (3) 前2号のほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に著しく違反したと委員会が認めたとき。	2 委員会は、学校施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた学校施設等を使用しなかつたとき。 (2) 使用料を納付していないとき。 (3) 前2号のほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に著しく違反したと委員会が認めたとき。																
(使用の制限) 第5条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的又は承認の条件に違反したとき。 (2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。	(使用の制限) 第5条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用の目的又は承認の条件に違反したとき。 (2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。 (3) 前2号のほか、委員会が必要と認めたとき。																
(使用時間等) 第6条 第2条に規定する学校施設（プールを除く。）を使用できる時間は、次のとおりとする。	(使用時間等) 第6条 第2条に規定する学校施設（プールを除く。）を使用できる時間は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">施設名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">使用できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">体育館</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">格技室</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">教室</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用できる時間	体育館	午前9時から午後9時まで	格技室		教室		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">施設名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">使用できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">体育館</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">格技室</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">教室</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用できる時間	体育館	午前9時から午後9時まで	格技室		教室	
施設名	使用できる時間																
体育館	午前9時から午後9時まで																
格技室																	
教室																	
施設名	使用できる時間																
体育館	午前9時から午後9時まで																
格技室																	
教室																	

改正後		改正前	
校庭 庭球場	午前9時から午後8時30分まで	校庭 庭球場	午前9時から午後8時30分まで
小ホール	午前9時から午後10時まで	小ホール	午前9時から午後10時まで
トレーニング室	午後5時30分から午後8時30分まで	トレーニング室	午後5時30分から午後8時30分まで
クライミングウ オール	午前9時から午後9時まで	クライミングウ オール	午前9時から午後9時まで
2 プールを使用できる期間は、委員会が別に定める。	2 プールを使用できる期間は、委員会が別に定める。	3 プールを使用できる時間は、午前10時から午後8時30分までの間とする。ただし、委員会が指定したプールについては、午前9時から午後9時までの間とする。	3 プールを使用できる時間は、午前10時から午後8時30分までの間とする。ただし、委員会が指定したプールについては、午前9時から午後9時までの間とする。
4 第1項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。 (使用料)	4 第1項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。 (使用料)	第7条 学校施設の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。	第7条 学校施設の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。
2 委員会は、必要があると認めたときは、前項の使用料の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	2 委員会は、必要があると認めたときは、前項の使用料の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	3 委員会は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用すると	3 委員会は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、公共団体又は公共的団体(区が出資する法人に限る。)が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用すると

改正後	改正前
き。 3割に相当する額	き。 3割に相当する額
(5) 私立の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額	(5) 私立の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、委員会が必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額	(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、委員会が必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額
(7) 前各号のほか、委員会が特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額	(7) 前各号のほか、委員会が特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額
4 附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第3に定める額の範囲内において教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。	4 附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第3に定める額の範囲内において教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。
5 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。	5 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。
(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 前号のほか、委員会が公益上特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額	(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 前号のほか、委員会が公益上特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認めた額
6 第3項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	6 第3項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
7 学校施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の還付)	7 学校施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の還付)
第8条 既に納付された使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	第8条 既に納付された使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
(施設の変更等の禁止)	(施設の変更等の禁止)

改正後	改正前
<p>第9条 使用者は、使用に際して、学校施設に変更又は特別の設備を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>第9条 使用者は、使用に際して、学校施設に変更又は特別の設備を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p>
<p>第11条 使用者は、学校施設の使用が終了したとき又は第5条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p>	<p>第11条 使用者は、学校施設の使用が終了したとき又は第5条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p>
<p>第12条 使用者は、使用に際して、学校施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第12条 使用者は、使用に際して、学校施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>付 則</p>	<p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>付 則</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立学校設備使用条例の規定によりなされている申込みおよび承認は、この条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 この条例第5条および第6条の規定は、昭和52年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立学校設備使用条例の規定によりなされている申込みおよび承認は、この条例の規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 この条例第5条および第6条の規定は、昭和52年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則 (昭和54年3月29日条例第28号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和57年6月25日条例第39号)</p>	<p>付 則 (昭和54年3月29日条例第28号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和57年6月25日条例第39号)</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和58年3月29日条例第17号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、校庭夜間照明の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員会が定める。（昭和58年7月9日＝昭和58年6月24日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号）</p> <p>付 則（昭和61年3月29日条例第25号）</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成7年3月10日条例第23号）</p> <p>1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成7年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第6条第3項ただし書の規定に基づき世田谷区教育委員会が指定したプールの使用料については、平成7年5月1日から同月31日までの間、免除するものとする。</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第35号）</p> <p>1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第2条、第6条、第7条、別表第2及び別表第3の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用時間、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用時間、使用料等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例による改正後の第2条の2及び別表第1の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格について適用する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和58年3月29日条例第17号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、校庭夜間照明の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員会が定める。（昭和58年7月9日＝昭和58年6月24日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号）</p> <p>付 則（昭和61年3月29日条例第25号）</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成7年3月10日条例第23号）</p> <p>1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成7年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第6条第3項ただし書の規定に基づき世田谷区教育委員会が指定したプールの使用料については、平成7年5月1日から同月31日までの間、免除するものとする。</p> <p>附 則（平成9年3月12日条例第35号）</p> <p>1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第2条、第6条、第7条、別表第2及び別表第3の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用時間、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用時間、使用料等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例による改正後の第2条の2及び別表第1の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格について適用する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成11年10月1日条例第49号） この条例は、平成11年11月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成11年10月1日条例第49号） この条例は、平成11年11月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成16年3月12日条例第28号） この条例は、平成16年6月1日から施行する。ただし、別表第2の3の部の改正規定は、同年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成16年3月12日条例第28号） この条例は、平成16年6月1日から施行する。ただし、別表第2の3の部の改正規定は、同年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成19年12月11日条例第71号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成19年12月11日条例第71号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成24年12月10日条例第80号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第7条第6項、別表第2及び別表第3の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成24年12月10日条例第80号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第7条第6項、別表第2及び別表第3の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成30年3月6日条例第38号） 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成30年3月6日条例第38号） 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</p>
<p><u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>	

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
施設名	使用できる者	施設名	使用できる者
体育館（個人で使用するときを除く。） 格技室（平日の午前9時から午後5時までの使用を除く。） 教室 校庭 庭球場 プール（個人で使用するときを除く。） 小ホール	<p>次の要件を満たす団体</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上あること。</p>	<p>次の要件を満たす団体</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上あること。</p>	<p>次の要件を満たす団体</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上あること。</p>
格技室（平日の午前9時から午後5時までの使用に限る。）	<p>次の要件を満たす団体</p> <p>1 構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。</p> <p>2 構成員の3分の2以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。</p> <p>3 構成員の総数が5人以上あること。</p>	<p>次の要件を満たす団体</p> <p>1 構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。</p> <p>2 構成員の3分の2以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。</p> <p>3 構成員の総数が5人以上あること。</p>	<p>次の要件を満たす団体</p> <p>1 構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。</p> <p>2 構成員の3分の2以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。</p> <p>3 構成員の総数が5人以上あること。</p>
体育館（個人で使用するときに限る。） プール（個人で使用するときに限る。） トレーニング室	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）	体育館（個人で使用するときに限る。） プール（個人で使用するときに限る。） トレーニング室	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）

改正後		改正前	
クライミングウォール	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）</p> <p>2 区内に住所を有する小学生及び中学生（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生及び中学生）で、前号の者が付き添うもの</p>	クライミングウォール	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）</p> <p>2 区内に住所を有する小学生及び中学生（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生及び中学生）で、前号の者が付き添うもの</p>

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び教育委員会規則で定める学校休業日（以下「学校休業日」という。）以外の日をいう。
- 2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第2（第7条関係）

1 体育館、格技室、教室、校庭及び庭球場

施設名	単位時間等		使用料
体育館	団体	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内	410円

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び教育委員会規則で定める学校休業日（以下「学校休業日」という。）以外の日をいう。
- 2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第2（第7条関係）

1 体育館、格技室、教室、校庭及び庭球場

施設名	単位時間等		使用料
体育館	団体	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内	320円

改正後				改正前			
		日曜日、休日及び学校休業日以外の日 2時間30分以内	1,010円			日曜日、休日及び学校休業日以外の日 2時間30分以内	790円
	個人	1回	大人 160円 子ども (18歳以下 (幼児を除く。)) 60円 幼児 無料		個人	1回	大人 130円 小人 (小・中学生) 50円 幼児 無料
格技室		日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内	410円		格技室	日曜日、休日及び学校休業日 1時間以内	320円
		日曜日、休日及び学校休業日以外の日	午後5時まで 1時間以内 午後6時30分以降 2時間30分以内	410円 1,010円		午後5時まで 1時間以内 午後6時30分以降 2時間30分以内	320円 790円
教室		1室 4時間以内	330円		教室	1室 4時間以内	260円
校庭		1時間以内	410円		校庭	1時間以内	320円
庭球場		1面 1時間以内	1,080円		庭球場	1面 1時間以内	850円

2 プール (温水プールを除く。)

使用者		単位時間	使用料
個人	大人	午後5時30分まで 2時間以内	300円
		午後6時30分以降 2時間以内	460円
	高齢者	2時間以内	120円
	子ども (18歳以下 (幼児を除く。))		120円

2 プール (温水プールを除く。)

使用者		単位時間	使用料
個人	大人	午後5時30分まで 2時間以内	240円
		午後6時30分以降 2時間以内	360円
	高齢者	2時間以内	100円
	小人 (小・中学生)		100円

改正後			改正前		
	く。))			幼児	
	幼児		無料	障害者	
	障害者		120円	障害者 (小・中学 生に限る。)	
	障害者 (18歳以下 に限る。)		無料	障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)	
	障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)		無料		
3 プール (温水プールに限る。)	3 プール (温水プールに限る。)				
使用者	単位時間等	使用料	使用者	単位時間等	使用料
個人	大人	2 時間以内 (10月から 5月までの間は、 1 回)	大人	2 時間以内 (10月から 5月までの間は、 1 回)	480円
	高齢者		高齢者		150円
	子ども (18歳以下 (幼児を除 く。))		小人 (小・中学 生)		150円
	幼児	無料	幼児		無料
	障害者	170円	障害者		150円
	障害者 (18歳以下 に限る。)	無料	障害者 (小・中学 生に限る。)		無料
	障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)	無料	障害者の介護者 (委員会が定める 人数に限る。)		無料
大人	1 時間以内	270円	大人	1 時間以内	240円
	高齢者	90円	高齢者		80円
	子ども (18歳以下 (幼児を除	90円	小人 (小・中学 生)		80円

改正後				改正前			
	く。)				幼児		
	幼児			無料			無料
	障害者			90円			80円
	障害者 (18歳以下に限る。)			無料			無料
	障害者の介護者 (委員会が定める人数に限る。)			無料			無料
団体	1 コース 2 時間以内			6,530円	団体	1 コース 2 時間以内	5,760円

4 小ホール

使用日	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
日曜日、土曜日及び休日	6,760円	10,150円	15,230円	25,380円
日曜日、土曜日及び休日以外の日	5,070円	8,460円	11,840円	20,300円

5 クライミングウォール

使用者	単位時間	使用料
大人	1 時間以内	460円
子ども (18歳以下)		190円

備考

1 体育館を個人で使用する場合において、正午から午後 1 時ま

4 小ホール

使用日	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
日曜日、土曜日及び休日	5,280円	7,920円	11,880円	19,800円
日曜日、土曜日及び休日以外の日	3,960円	6,600円	9,240円	15,840円

5 クライミングウォール

使用者	単位時間	使用料
大人	1 時間以内	360円
小人 (小・中学生)		150円

備考

1 体育館を個人で使用する場合において、正午から午後 1 時ま

改正後	改正前
<p>での間に使用を開始し、かつ、当該時間内に使用を終了するときは、当該使用に係る使用料は、無料とする。</p> <p>2 校庭又は庭球場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。</p> <p>3 委員会は、使用者が教室、温水プール（団体で使用するときに限る。）又は小ホールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、使用料（小ホールについては、使用時間を延長する前の時間区分における使用料）の1時間単価の額に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>4 委員会は、使用者が温水プール（個人で使用するときに限る。）の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては<u>140円</u>、高齢者、<u>子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）</u>及び障害者（<u>18歳以下の者</u>を除く。）にあっては<u>50円</u>を徴収する。</p> <p>5 <u>子ども（18歳以下の者をいう。）</u>を主な構成員とする団体が学校施設（プール及び小ホールを除く。）を使用する場合の使用料は、無料とする。</p> <p>6 委員会は、使用者がクライミングウォールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては<u>230円</u>、<u>子ども（18歳以下の者をいう。）</u>にあっては<u>100円</u>を徴収する。</p> <p>7 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規</p>	<p>での間に使用を開始し、かつ、当該時間内に使用を終了するときは、当該使用に係る使用料は、無料とする。</p> <p>2 校庭又は庭球場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。</p> <p>3 委員会は、使用者が教室、温水プール（団体で使用するときに限る。）又は小ホールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、使用料（小ホールについては、使用時間を延長する前の時間区分における使用料）の1時間単価の額に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>4 委員会は、使用者が温水プール（個人で使用するときに限る。）の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては<u>120円</u>、高齢者、<u>小人</u>及び障害者（<u>小・中学生</u>を除く。）にあっては<u>40円</u>を徴収する。</p> <p>5 <u>幼児、小学生又は中学生</u>を主な構成員とする団体が学校施設（プール及び小ホールを除く。）を使用する場合の使用料は、無料とする。</p> <p>6 委員会は、使用者がクライミングウォールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては<u>180円</u>、<u>小人</u>にあっては<u>80円</u>を徴収する。</p> <p>7 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規</p>

改正後				改正前					
定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。				定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。					
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）					
施設名	種別	単位	金額	施設名	種別	単位	金額		
校庭	夜間照明	1時間以内	1,690円	校庭	夜間照明	1時間以内	1,320円		
庭球場	夜間照明	1時間以内	840円	庭球場	夜間照明	1時間以内	660円		
小ホール	照明器具	1台又は1回路 1回	960円	小ホール	照明器具	1台又は1回路 1回	750円		
		ピアノ	1台 1時間以内			ピアノ	1台 1時間以内		
備考				備考					
1 単位の1回とは、別表第2に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。				1 単位の1回とは、別表第2に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。					
2 校庭又は庭球場の附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場の附帯設備を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。				2 校庭又は庭球場の附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場の附帯設備を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。					